

○申請の概要（法第3条第1項ただし書き関係）

1 申請の対象となる行為

有害物質使用特定施設の使用が廃止され、土壤汚染状況調査及びその結果の報告の義務が生じた場合（法第3条第1項）であっても、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、その状態が継続する間に限り調査の実施を一時的に猶予されます。

この場合、人の健康被害が生ずるおそれがないことについて、確認の申請の手続きを行い、都道府県知事の確認を受ける必要があります。

2 申請者

申請者は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の「土地の所有者等」になります。

3 申請の期限

申請書の提出期限は定められていませんが、確認の申請を行う場合は土壤汚染状況調査の報告期限である120日以内に確認を受ける必要があります。

なお、申請書の提出から確認を受けるまでに県による現地確認等、一定の期間を要するため、報告期限の概ね30日前までに提出してください。

4 確認の要件

確認の要件は主に以下の3つの場合が該当となります。また、県職員が確認の要件について、現地確認を行います。

- ① 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合
- ② 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合
- ③ 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地

5 確認後の手続き

確認を受けた土地において、以下の事由に該当した場合、届出等が必要になります。

① 土地の利用方法の変更（法第3条第5項）

確認を受けた土地の所有者等は当該土地について予定されている利用の方法の変更を使用とするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。

なお、届出により、確認に係る土地が確認の要件を満たさないと認めるに至ったときは、当該確認を取り消し、その旨を土地の所有者等に通知します。

確認を取り消された場合には、土壤汚染状況調査及びその結果の報告義務が改めて生じることになります。

② 確認を受けた土地の所有者等の地位の承継（規則第16条第4項）

確認に係る土地について、所有権の譲渡、相続、合併等により、土地の所有者等に変更があったときは、新たな土地の所有者等は、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継します。

これに伴い、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。

③ 確認を受けた土地に係る土地の形質の変更（法第3条第7項及び第8項）

確認を受けた土地の所有者等は、当該土地の形質の変更を行う場合には、あらかじめ都道府県知事に届出をする必要があります。

「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わないこととされています。（法第4条第1項と同様の考え方）

当該届出が提出された場合、必ず土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令を受けることとなります。

(記載例)

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

年 月 日

東三河総局長
 ○○**県民事務所**長 殿
 市 長

土地の所有者等ごとに申請
 ただし、1つの土地（地番）が共有
 名義の場合は、原則連名で申請

該当しないものについて
 は、取り消し線を引いて
 ください。

申請者 郵便番号 ○○○—○○○○
 住 所 ○○市○○町○○
 氏 名 ○○株式会社
 (名称及び代表者氏名) 代表取締役 ○○ ○○

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

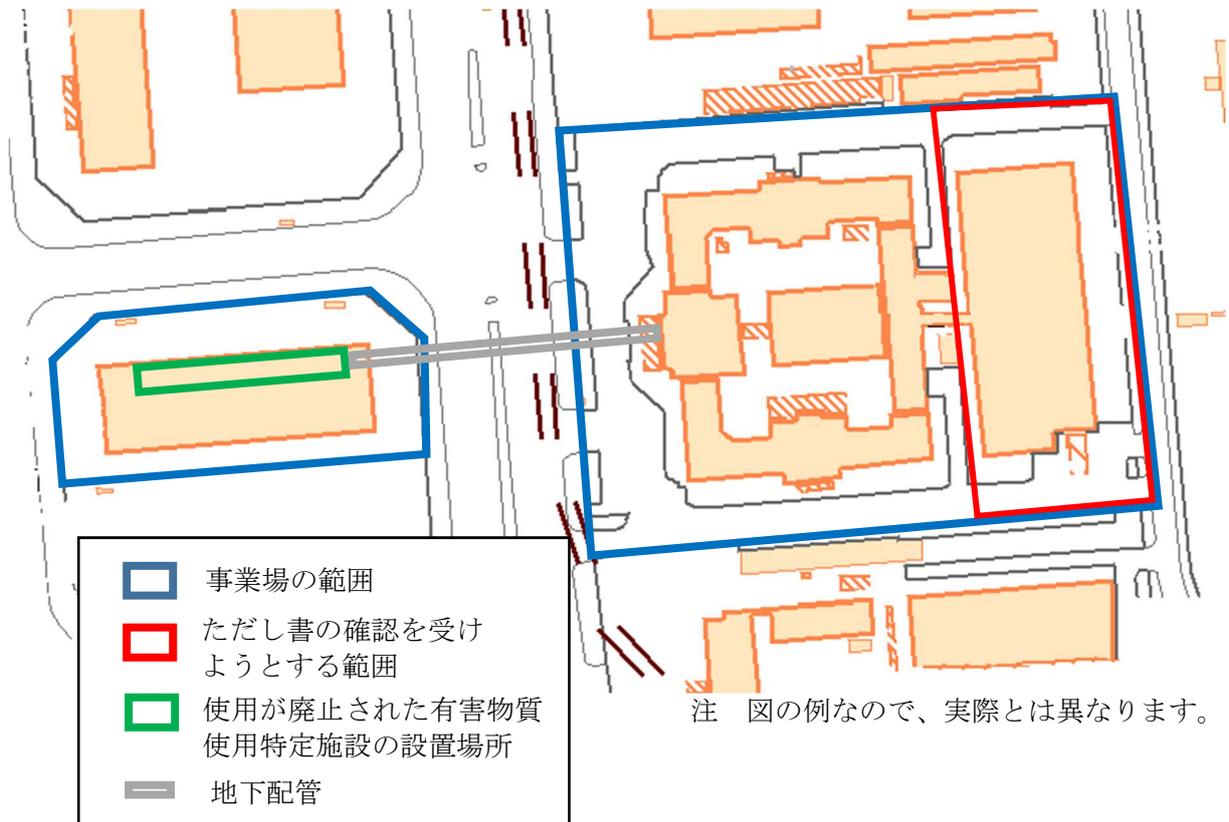
工場又は事業場の名称	○○株式会社 ○○工場
工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地	○○市○○町○○番 始め15筆
使用が廃止された有害物質使用特定施設	事業場等であつた敷地の全地番を記載 記載できない場合は代表地番を記載し、別紙に一覧を記載
施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
施設の設置場所	○○市○○町○○番 (別紙配置図のとおり)
廃止年月日	○○年○○月○○日
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
確認を受けようとする土地の場所	○○市○○町○○番、○○番
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	引き続き工場として利用する。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

添付資料

- 1 工場又は事業場の敷地に係る土地の図面
- 2 ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面
- 3 土地の所有者等であることを示す書類（土地の登記簿謄本、公図等）
- 4 事業場等の地番が確認できる図面（公図等と事業場等の敷地を統合した図面）

- 1 工場又は事業場の敷地に係る土地の図面
- 2 ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面
(同一図面でもかまいません)



- 4 事業場等の地番が確認できる図面（公図等と事業場等の敷地を統合した図面）

